

平成 30 年 7 月 10 日

関 係 各 位

門司海上保安部

航行安全課長

関門港門司区西海岸沖及び新浜沖における航泊の制限について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素から関門港内の安全確保につきまして、ご理解とご協力を賜り、お礼申し上げます。

さて、平成 30 年 7 月 15 日（日）、関門港門司区西海岸沖及び新浜沖において、関門港ボート天国推進協議会の主催により、「平成 30 年度関門港ボート天国」が実施されます。

つきましては、別添のとおり、関門港長公示第 2 号（平成 30 年 7 月 10 日）により、船舶の航泊を制限いたしますので、貴傘下関係者に対し、周知及び指導をよろしく申し上げます。

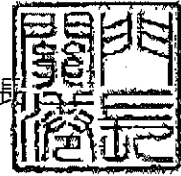
謹白

港長公示第 2 号

港則法第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり船舶の航泊を制限したので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 30 年 7 月 10 日

関 門 港 長



関門港門司区西海岸沖及び新浜沖における航泊の制限について

関門港門司区西海岸沖、新浜沖及びその周辺海域において、競泳及びモーターボート等の小型舟艇による「関門港ボート天国」の行事が実施されるため、下記のとおり一般船舶の航泊を制限する。

ただし、関門港長が許可した船舶を除く。

記

1 期間

平成 30 年 7 月 15 日（日）午前 9 時 00 分から同日午後 3 時 00 分までの間

2 区域(別図参照)

関門港門司区

次のイ点からロ点を結んだ線及び陸岸により囲まれた海域

イ点 門司埼灯台から真方位 185 度 925m の地点

ロ点 イの地点から真方位 214 度 1,400m の地点

3 制限事項

船舶は、第 1 項の期間、第 2 項の区域を航行し、又は停泊してはならない。

ただし、次に掲げる船舶を除く。

- (1) 関門港ボート天国の行事に参加する小型舟艇
- (2) 港長が立入又は移動を認め、本制限を解除した船舶
- (3) 既に岸壁に着岸中の船舶
- (4) 緊急用務を行う船舶

4 備考

関門港ボート天国の期間中、警戒船が配備される。

航 泊 制 限 区 域 図

